

委 託 業 務 処 理 要 領

1 趣旨

この要領は、委託契約書第 1 条の規定により、委託業務の処理について必要な事項を定めるものである。受託者は、委託業務に当たって委託契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところに従い業務を処理しなければならない。

2 食事調製の内容

- (1) 対象予定人員 農業経営者育成寮に宿泊する生徒（別途通知）及び検食者（職員）
 (2) 食 事 回 数 朝食・昼食・夕食の 3 回

3 委託業務の処理

- (1) 食事調製に当たっては、厚生労働省が定める所要栄養基準等各種栄養関係法令等に定める基準以上の食事を提供するものとする。
 (2) 受託者は、入寮生の年齢等に応じた食事摂取基準に基づき食事を提供するものとする。
 (3) 受託者は、食事調製に係る「給食献立表」を前週までに委託者に提出することとする。
 (4) 献立表には熱量及び主要栄養素の表示を記載すること。
 (5) 常に新鮮で安全な食材を適正な価格で購入するよう努めるものとする。
 (6) 毎食の調製数については、調製日の 3 日前までに委託者が受託者に指示することとする。
 (7) 毎食の食事開始時間は次に掲げる通りとする。
 朝食 夏時間 7 時 00 分から
 冬時間 7 時 20 分から
 昼食 夏冬共通 12 時 35 分から
 夕食 夏冬共通 18 時 00 分から 門限延長者 19 時 15 分から
 ただし、上記によらない場合はあらかじめ委託者の指示するところによるものとする。
 (8) あらかじめ委託者の指示による閉寮期間における食事調製は行わないこととする。
 (9) 長期の閉寮期間開始後、終了前各々 1 日程度、日常実施できない清掃、消毒、及び点検（特別清掃業務）を行うこと。内容については委託者の指示による。
 (10) 保存食は、別に委託者が指示する場合を除き、原材料及び調理済食品毎に 50 g ずつビニール袋等に密封して入れ、冷凍庫に－20℃以下で 2 週間保存しなければならない。

4 食事調製の場所

- (1) 食事調製の場所は、北海道岩見沢農業高等学校 農業経営者育成寮の厨房とする。
 (2) 厨房は常に清潔を保ち、食材、食事調製器具等の衛生管理に十分留意すること。
 (3) 食事提供の場所は、委託者が定める場所とする。

5 防火管理

防火管理を徹底するため、受託者は、委託業務の処理のため使用を指定された室及び供与を受けた備品について善良な管理者の注意をもって管理すること。ガス施設設備等の日常の点検を随時行うとともに、従業員の防火意識の向上に努めるものとする。

6 経費負担区分

委託者と受託者の経費負担区分については、次の「経費負担区分」のとおりとする。

経費負担区分

委 託 者	受 託 者
施設の維持管理	従業員の給与、諸手当
厨房設備の保守管理	従業員の福利厚生
食器等器具備品の維持管理	従業員の教育、研修、訓練
給食材料	健康診断及び検便
光熱水費	検査経費
防鼠防虫等駆除消毒	被服代

ゴミ処理費	電話代
その他委託者が必要と認めるもの	業務用消耗品
	事務用品
	その他委託者側負担以外の一切の経費

7 その他

- (1) 受託者は、業務の処理を直接担当する者のうち1名以上は調理師の免許の有資格者とする。
又、献立・栄養状況の把握のため栄養士を定め、委託者に通知するものとする。
- (2) 受託者は、次に掲げる報告書を期日までに学校に提出しなければならない。

報告書等の種類	報 告 期 日
学校給食日常点検票	毎日 業務終了後
業務従事者個人別健康観察記録票	毎月 翌月10日まで

- (3) 受託者は、食中毒等の不測の事故に備えて、その場合でも生徒・職員に食事の提供ができるよう対応措置を講じておくこと。
- (4) 健康診断及び検便検査の結果、衛生上支障のある者並びに下痢、発熱、腹痛又は嘔吐をして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症の疑いがある者並びに化膿性疾患が手指にある者は業務に従事させず、病院での診察又は検便検査を受けさせ、原因を確認すること。
- (5) 食事調製の際に発生する容器等の処分については、受託者の責任により処分すること。
- (6) 受託者は、食事提供に必要な車両等を用意しなければならない。
- (7) 受託者は業務の遂行において、節電・節水等、省資源・省エネルギー及び廃棄物の削減に努めるとともに、環境関連法令を遵守すること
- (8) 委託業務を処理するにあたっては、文部科学省が示す「学校給食衛生管理基準」及び「学校給食衛生管理マニュアル」（北海道教育委員会平成23年9月改訂）を遵守し実施すること。
- (9) この要領に定める以外の事項で、取り決めに要する事項については委託者受託者協議して実施することとする。